

令和7年度 太田一附属中学校 学校生活の約束・確認事項

茨城県立太田第一高等学校附属中学校

I 学習について

- (1) 休み時間には次の授業の準備をし、チャイムで学習活動が始められるようにする。
- (2) 授業の開始と終了は、代表生徒の号令で、起立、礼、着席を行う。
- (3) 家庭学習（予習・復習等）の習慣化を図る。
 - 登校後、学習用具を机の中に整理する。
 - 授業中、机の上には不要なものは置かない。
 - 学習に必要な物は持ち込まない。
 - Chromebook は家で充電して毎日持ってくる。
 - 授業担当者の指示に従い、家庭学習で必要な学習用具は持ち帰る。

2 登下校について

- (1) 届け出た通学路と通学方法で、交通ルールを守り安全に登校する。
- (2) 8:20 までに準備を整えた状態で着席を完了する。
- (3) 原則として制服で登下校する。ただし、休日の部活動についてはジャージでの登下校を可能とする。
- (4) 6 月から 9 月はジャージで一日過ごすことを可とする。
- (5) 下校時刻の厳守を心がける。

	部活終了時刻	下校完了時刻
通 年	17:45	18:00

- ・冬季(11月～2月)については、安全のため各部顧問に上記時間より早く帰ることを申し出ることができる。
- ・送迎時間の都合で、18時を超えるときは、必ず担任に連絡をすること。
- ・水郡線通学の生徒は、原則として常陸太田駅発 18 時台の列車に乗れるようにする。(18:27 発)
- ※スクールバスでの通学生徒は、最終便が学校 17:40 発なので遅れないように注意する。

- (6) 下校時は寄り道をせずに帰宅する。
- (7) 自転車通学は、通学距離が原則 2km 程度以上の場合を目安とし、許可願^{ねがひ}を出す。自宅から最寄り駅^{もよ}り駅までの自転車利用、常陸太田駅からについても同様とする。
 - ① 通学時はヘルメットを着用する。駐輪場内は自転車を押して歩く。ヘルメットの着脱^{ちやくだつ}は、駐輪場で行う。
 - ② 安全のため、前かごには雨具のみを入れるようにする。
 - ③ 安全のため、サドルの高さは、またいで両足のつま先がつく高さに調整する。
 - ④ 雨天時は、雨具を着用し、傘をさして運転しない。
 - ⑤ 雨天時、極寒^{ごっかん}時にジャージ・防寒着での登校を可とする。その場合は登校後、制服に着替える。
 - ⑥ 駐輪場で必ず自転車の鍵^{かぎ}をかける。(できれば2つが望ましい)
 - ⑦ 自転車の改造は禁止とする。
- (8) 鉄道やバス通学者は車内でのマナーに注意する。

3 服装・頭髪について

(1) 服装について

- ① 原則、授業は制服で受ける。
- ② 制服については、原則として以下の通りとする。
 - ・冬服は学校指定のブレザー、スカートまたはスラックス、ニットベスト、リボンまたはネクタイを着用する。
 - ・夏服は学校指定のシャツ、スカートまたはスラックス、ニットベストやセーター（紺・白校章入）を着用する場合も学校指定のものとする。ポロシャツの着用も可とする。
 - ・スラックスを着用する場合にはベルトを使用する。
 - ・スカートの長さは、^{ひざ}膝が隠れる長さとする。
- ③ 制服の衣替えは、6月1日および10月1日の前後3週間とする。
- ④ 靴下はくるぶしが隠れる長さのものとし、タイツについては黒とする。
- ⑤ 体操服は学校指定のものとする。
- ⑥ 通学用靴は、運動靴もしくは革靴とする。
- ⑦ 通学用^{かばん}鞆は学校指定のリュックとする。個人の鞆を見分けるためにキーホルダーを付けることを認める。
- ⑧ コート、マフラー、ネックウォーマー、手袋等を使用してよいが、教室内では使用しない。防寒具については、華美な色・デザインは避けること。

(2) 頭髪について

- ① 清潔感ある中学生らしい頭髪を心がけ、パーマ、染色、脱色、その他の加工は禁止する。
- ② 前髪は目にかからないようにし、髪が長い場合はゴムやピンで束ねる。ゴムやピンの色は黒・紺・茶が望ましい。

4 その他

- (1) 学校に多額の金銭は持ってこない。^{しよひ}諸費を持参した場合は、朝のうちに担任または部活顧問に手渡す。
- (2) 金銭の貸し借りは少額であっても絶対にしない。
- (3) 保護者の判断で、水筒（水・麦茶・緑茶・スポーツドリンク）を持参してもよい。
- (4) 放課後は自販機を使用してもよい。

※来年度に向けて中学生徒会を中心に、今後生徒の意見を尊重しさらに検討していく。

(付則)

- 1、令和4年3月11日一部改訂
- 2、令和5年3月31日一部改訂